

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 1 9 条第 5 項の規定により、地域計画（変更案）を作成したので、同条第 7 項の規定により、下記のとおり公告・縦覧する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

筑後市長 西田 正治

記

1. 地域計画（変更案）を作成した地域

- (1) 下妻地区 (2) 古川地区 (3) 古島地区 (4) 松原地区
(5) 水田地区 (6) 西牟田地区 (7) 二川地区

2. 縦覧期間

令和 8 年 3 月 1 3 日（金）から 3 月 2 6 日（木）まで

3. 縦覧場所

筑後市役所東庁舎 2 階農政課及び筑後市ホームページ

4. 意見書の提出について

各地域計画（変更案）に対して意見がある場合は、次のとおり意見書を提出することができます。

(1) 対象者

意見書を提出できる人は、当該地域計画の利害関係者に限ります。

(2) 提出期限

令和 8 年 3 月 2 6 日（木）

(3) 提出方法

市農政課へ持参するか、郵送（必着）、電子メールまたは F A X により提出してください。